

## 岐阜県受動喫煙防止対策推進会議 設置要綱

### (目的)

第1条 県民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、第3次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）における重要課題「受動喫煙防止対策の推進」について協議し、幅広い関係者の連携のもと取組を推進することを目的として、「岐阜県受動喫煙防止対策推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議では、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 受動喫煙防止対策に関する普及啓発
- (2) 特定施設等における受動喫煙防止対策の推進
- (3) その他たばこ対策に関する事項

### (組織)

第3条 会議は、学識経験者及び次に掲げる者15名以内で構成する。

- (1) 保健医療専門家
- (2) 学校関係者
- (3) 事業所関係者
- (4) 市町村関係者
- (5) その他必要と認める者

2 会議の議長として会長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員及び会長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第4条 会議は、県が必要に応じて招集する。

### (関係者の出席)

第5条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 会議に関する庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

2 この要綱の施行後、当初、委員の任期は、第3条の規定に関わらず、令和2年3月31日までとする。